

開示債権の状況

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権（三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）・合計額・正常債権・総与信残高）

2023年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2021 年度末	2022 年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計 (A)	11,860	11,860
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,577	4,565
危険債権	7,197	7,169
要管理債権	86	126
三月以上延滞債権	86	126
貸出条件緩和債権	—	—
保全額 (B)	11,820	11,828
担保・保証等による回収見込み額	11,686	11,703
貸倒引当金	133	125
保全率 (B) / (A) (%)	99.66	99.72
正常債権 (C)	1,290,291	1,348,504
総与信残高 (D) = (A) + (C)	1,302,151	1,360,365
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率 (A) / (D) (%)	0.91	0.87

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産査定の債務者区分		労働金庫の償却・引当基準			
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位		
対象債権	債権	対象債権	債権		
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定規程	定義 債務者区分	処理基準	労働金庫の資産査定規程	
			分類		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 1,176	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 —	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —	
			非・Ⅱ分類		
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 3,388	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 28	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 3	
			非・Ⅱ分類		
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 7,169	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。 105	
			非・Ⅱ分類		
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 4,369	要注意先	要管理債権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 128
				非分類	
			要管理債権以外(注4)	Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 4,241
				非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 1,344,168	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 1,344,168	
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 93	その他	—	引当は行わない。(注1)	

(単位：百万円)

労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権	
区分単位	債務者単位
対象債権	総与信
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条、労働金庫法施行規則第114条
債権区分	
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,565 *
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く貸出金 7,169 *
要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権 元金または利息の支払が、約定支払日の翌月から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く貸出金 126 *
	貸出条件緩和債権 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権を除く貸出金 —
正常債権 (注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 1,348,504 *

※単位未満四捨五入

(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注2) 償却・引当基準と労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の差(網かけ部分)は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。

(注4) 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。